

【東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者	面接	弁護士による法律相談	9月1日(月)、2日(火)	別紙資料のとおり
【お問い合わせ先】 担当部署 : 東京弁護士会 担当者 : 法律相談課 村上 電話番号 : 03 - 3581-2206				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署 : 担当者 : 電話番号 :				

東京都及び区市町村における令和7年度第1回「多重債務110番」の取組みについて(弁護士用)

実施日:9月1日(月)・2日(火)

区市名	配置	電話	日時	相談時間	弁護士名				備考
大田区	大田区立消費者生活センター (蒲田5-13-26-101) 担当:疋田	03-3736-7711	9月2日		9月1日		9月2日		
				13:00~16:30			1名	二弁	
世田谷区	世田谷区消費生活センター (太子堂2-16-7) 担当:吉田	03-3410-6521	9月1日・2日		9月1日		9月2日		
				10:00~12:00	1名	一弁	1名	東弁	
				14:00~16:00	1名	東弁	1名	二弁	
中野区	中野区消費生活センター (中野4-11-19 4F) 担当:増田	03-3228-5438	9月1日・2日		9月1日		9月2日		
				14:00~16:00	1名	一弁	1名	東弁	
足立区	足立区消費者センター (梅田7-33-1) 担当:中根	03-3880-5385	9月1日・2日		9月1日		9月2日		
				14:00~16:00	1名	東弁	1名	二弁	
八王子市	9月1日 八王子市消費生活センター (東町5-6 クリエイトホール地下1階) 9月2日 八王子駅南口総合事務所 (子安町4-7-1 サザンスカイタワー八王子4階) 担当:森・齋藤	042-631-5456	9月1日・2日		9月1日		9月2日		
				14:00~16:00	1名	一弁	1名	東弁	
青梅市	青梅市役所市民安全課 (東青梅1-11-1 青梅市役所3階) 担当:中山	0428-22-1111 (内2312)	9月2日		9月1日		9月2日		
				13:00~16:00			1名	二弁	
東京都	東京都消費生活総合センター (新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ 16F) 担当:佐々木・小根山	03-3235-1219	9月1日・2日		9月1日		9月2日		
				9:00~12:00	1名	東弁	1名	東弁	
					1名	一弁	1名	二弁	
				13:00~15:00	1名	東弁	1名	東弁	
					1名	一弁	1名	二弁	
				15:00~17:00	1名	東弁	1名	東弁	
					1名	一弁	1名	東弁	

【神奈川県弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者	面談	弁護士による法律相談会	2025 年 10 月以降 (後日調整予定)	神奈川県内の各市町村役場 (後日調整予定)
【お問い合わせ先】 担当部署 : 神奈川県弁護士会事務局 法律相談課 法律相談係 担当者 : 西尾 電話番号 : 045-211-7701				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署 : 担当者 : 電話番号 :				

【埼玉弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者		多重債務キャンペーン	令和7年11月12日	埼玉弁護士会2階
【お問い合わせ先】 担当部署 : 埼玉弁護士会 事務局 担当者 : 星山 電話番号 : 048-710-5666				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署 : 担当者 : 電話番号 :				

【茨城県弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者	面談	多重債務者のための無料法律相談会	11月28日（金） 13：00～17：00	コリドイオ 1 階 社会貢献活動支援室
一般消費者 事業者	面談	多重債務者のための無料法律相談会	12月1日（月） 13：00～17：00	日立シビックセンター6 階 集会室
一般消費者 事業者	面談	多重債務者のための無料法律相談会	12月2日（火） 13：00～17：00	水戸合同庁舎 2 階
一般消費者 事業者	面談	多重債務者のための無料法律相談会	12月5日（金） 13：00～17：00	神栖市役所分庁舎 2 階 会議室 3
【お問い合わせ先】 担当部署 ： 茨城県弁護士会 担当者 ： 事務局 電話番号 ： 029-221-3501				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署 ： 担当者 ： 電話番号 ：				

【群馬弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者	面談	別紙「令和7年度 多重債務者無料相談会 実施要領」のとおり	左記要領の1頁「3 実 施概要 (1)開催日時及 び会場」のとおり	左記と同じ
【お問い合わせ先】 担当部署 ： 群馬県生活こども部消費生活課 消費者支援・防犯係 担当者 ： 山中 直人 電話番号 ： 027-226-2281				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署 ： 担当者 ： 電話番号 ：				

令和7年度 多重債務者無料相談会実施要領

1 目的

行政、弁護士会、司法書士会及び多重債務者支援団体等が協働して多重債務者無料相談を実施し、現在の借金に関する法律相談、借金を繰り返さないための生活再建相談及びこころの相談を一体的に行うことにより、多重債務問題の根本的な解決を支援するものとする。

2 実施体制

主 催	群馬県、県内市町村、群馬弁護士会、群馬司法書士会、 多重債務者支援団体（特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会、前橋ケヤキの会）
協力団体	日本司法支援センター群馬地方事務所（法テラス群馬）、 ぐんまクレジット・サラ金問題対策協議会

3 実施概要

（１）開催日時及び会場

開催地	開催日	受付時間	会 場	申込み・問い合わせ先
県庁	7月27日(日)	13:00～14:30	群馬県庁 昭和庁舎 35会議室 (前橋市大手町1-1-1)	群馬県消費生活センター ☎ 027-223-3001
安中市	8月8日(金)	17:30～18:30 (夜間開催)	安中市消費生活センター (安中市安中1-23-13 市役所敷地内)	安中市消費生活センター ☎ 027-382-2228
沼田市	8月30日(土)	13:00～14:30	沼田市消費生活センター (沼田市下之町888 テラス3階)	沼田市消費生活センター ☎ 0278-20-1500
高崎市	9月6日(土)	13:00～14:30	高崎市役所 消費生活センター及び9階会議室 (高崎市高松町35-1)	高崎市消費生活センター ☎ 027-321-2172
渋川市	9月19日(金)	17:30～18:30 (夜間開催)	渋川市消費生活センター (渋川市石原6-1 市役所第二庁舎1階)	渋川市消費生活センター ☎ 0279-22-2325
伊勢崎市	10月15日(水)	17:30～18:30 (夜間開催)	伊勢崎市役所 本館5階 職員研修室 (伊勢崎市今泉2-410)	伊勢崎市消費生活センター ☎ 0270-20-7300
前橋市	10月24日(金)	17:30～18:30 (夜間開催)	前橋市消費生活センター (前橋市大手町2-12-1 前橋市議会庁舎1階)	前橋市消費生活センター ☎ 027-898-1755
みどり市	11月5日(水)	17:30～18:30 (夜間開催)	みどり市 大間々保健センター (みどり市大間々町大間々1497-1)	みどり市消費生活センター ☎ 0277-76-0987
太田市	11月15日(土)	13:00～14:30	太田市 綿打行政センター 大ホール (太田市新田大根町953-1)	太田市消費生活センター ☎ 0276-30-2220
館林市	12月6日(土)	13:00～14:30	館林市 郷谷公民館 (館林市当郷町218)	館林市消費生活センター ☎ 0276-72-9002

(2) 相談について

①相談対象者

相談対象者は借金問題を抱えている個人とし、事業用資金にかかる相談は対象外とする。なお、多重債務に陥らないための支援も含むため、借金の件数や金額は問わないものとする。

②相談方法

相談方法は面接相談とし、あらかじめ電話による申込みを行う事前予約制とする。

ただし、当日、予約外の相談者が来場した場合は、待ち時間の受認を前提に、可能な範囲で対応するものとし、対応が不可能の場合は、次回以降の相談会又は消費生活センターの相談窓口へ誘導するなど、多重債務者の救済に取りこぼしのないようにする。

③相談内容と相談時間

面接相談の内容は、相談対応者による「事前相談」、法律専門家による「債務整理相談」、多重債務者支援団体による「生活再建相談」、県・市町村保健師等による「こころの相談」とする。

なお、相談者一人当たりの相談時間については、事前相談（20分）、債務整理相談（40分）、生活再建相談（30分）、こころの相談（20分）を合わせて110分を目安とするが、相談者の状況や内容に応じて前後する。

こころの相談については、相談者本人及び同行者に原則個別対応で実施するが、保健師等が同席可能なタイミングであれば、事前相談、債務整理相談、生活再建相談にも同席する。

④相談会場

相談会場は、相談者の居住地に関わらず、どの会場でも受け付けるものとする。

4 予約受付方法と相談会までの準備

(1) 予約受付窓口

予約受付は、各開催地の消費生活センターとする。

他のセンターに予約の連絡があった場合は、予約受付窓口で確実に繋ぎ、多重債務者の救済に取りこぼしのないようにする。

【予約受付窓口】

開催日	開催地	予約受付窓口
7月27日(日)	県庁	群馬県消費生活センター ☎ 027-223-3001
8月8日(金)	安中市	安中市消費生活センター ☎ 027-382-2228
8月30日(土)	沼田市	沼田市消費生活センター ☎ 0278-20-1500
9月6日(土)	高崎市	高崎市消費生活センター ☎ 027-321-2172
9月19日(金)	渋川市	渋川市消費生活センター ☎ 0279-22-2325
10月15日(水)	伊勢崎市	伊勢崎市消費生活センター ☎ 0270-20-7300
10月24日(金)	前橋市	前橋市消費生活センター ☎ 027-898-1755
11月5日(水)	みどり市	みどり市消費生活センター ☎ 0277-76-0987
11月15日(土)	太田市	太田市消費生活センター ☎ 0276-30-2220
12月6日(土)	館林市	館林市消費生活センター ☎ 0276-72-9002

(2) 定員

相談会における基準定員は次のとおりとする。

- ・土日開催の場合 6人
- ・夜間開催の場合 4人

基準定員 の考え方 (債務整理相談 をベースに算出)	○債務整理相談実施時間 1時間20分 ○債務整理相談ブース数(土日) 3ブース × 2コマ = 6人 (夜間) 2ブース × 2コマ = 4人 ※法律専門家が2～3人、相談者1人あたり40分として算出
-------------------------------------	---

※予約が定員に達した後に申込みを受けた場合は、次回以降の相談会又は消費生活センターの相談窓口に誘導するなど、多重債務者の救済に取りこぼしのないようにする。

(3) 予約締め切り

原則として、開催日の一週間前を予約締め切りとする。

予約締め切り後に申込みを受けた場合は、5(1)により調整されたスタッフ人数で対応可能な範囲内において、できる限り受け付けるものとする。対応が不可能な場合は、次回以降の相談会又消費生活センターの相談窓口に誘導するなど、多重債務者の救済に取りこぼしのないようにする。

なお、相談会前日朝9時まで予約者がいない場合は相談会を中止とし、相談会実施予定であった会場には「相談会中止のお知らせ」と「相談会のポスター」を張り紙する。相談会の中止が決定後に申込みを受けた場合についても、次回以降の相談会又消費生活センターの相談窓口に誘導するなど、多重債務者の救済に取りこぼしのないようにする。

(4) 予約受付の手順と留意事項

①「事前予約受付簿」の作成

予約受付に際しては、申込者の氏名、住所及び連絡先等を聞き取り、先着希望順にて相談者を割り振った上、別紙1「無料相談会事前予約受付簿」に記入する。

なお、相談時刻の割り振りにおいては、相談者からの特段の希望がない場合は、「無料相談会事前予約受付簿」の「受付順」欄の順番で予約を受け付ける。

②申込者へ「相談カード」を送付

申込者に対して、別紙2「相談カード」の事前送付の可否を確認する。

a) 事前送付が可能な場合

- ・当日は、記入済みの「相談カード」と下記関係書類を持参するよう伝える。
- ・申込者が指定した住所へ別紙2(付属「法律相談会にあたってのご連絡」を添えて「相談カード」を郵送する。

b) 事前送付が不可能な場合(送付拒否または送付に必要な期間が足りない場合)

関係書類	・債権者の一覧表(業者名、借入時期、借金残高などを記載したもの) ・契約書、領収書、レシートなど ・源泉徴収票、給与明細、納税証明書など収入が分かるもの ・不動産登記簿謄本、登記事項証明書(不動産を所有している場合) ・自動車の車検証(自動車を所有している場合) ・すべての預金通帳
------	---

- ・当日、上

記関係書類の持参と、会場で相談カードを記入してもらうため、時間に余裕を持って来場するように伝える。

(5) 当日までの準備

①事前予約受付簿の送付

開催地の消費生活センターは、予約締め切り（相談会開催日の1週間前）後、速やかに、「無料相談会事前予約受付簿」をFAXまたは電子メールにて県あて送付する。送付後に追加及び変更があった場合は、その都度、県に連絡をする。

②参加スタッフの決定

県は、①により送付された「無料相談会事前予約受付簿」をもとに、弁護士会、司法書士会、多重債務者支援団体及び市町村等と調整のうえで別紙3「無料相談会スタッフ名簿」を作成する。作成後、速やかに、相談会参加スタッフあて送付する。送付後に追加及び変更があった場合は、その都度、参加スタッフあて連絡をする。

③予約締め切り後の追加受付

県は、②により調整したスタッフ数で対応可能な相談者数を決定し、「無料相談会事前予約受付簿」に記入して、開催地の消費生活センターに送付する。

追加申込みがあった場合は、「無料相談会事前予約受付簿」の「受付順」欄の順番により、できるだけ受け付けるものとする。

※相談会前日朝9時まで予約者がいない場合は相談会を中止とし、県は当該相談会に参加予定であった各機関のメンバーへ中止の旨を連絡する。

5 相談日当日の役割分担と留意事項

（1）人員配置・役割

当日の相談における役割分担及び対応人数は次表のとおり（対応人数は、予約状況により調整する）。

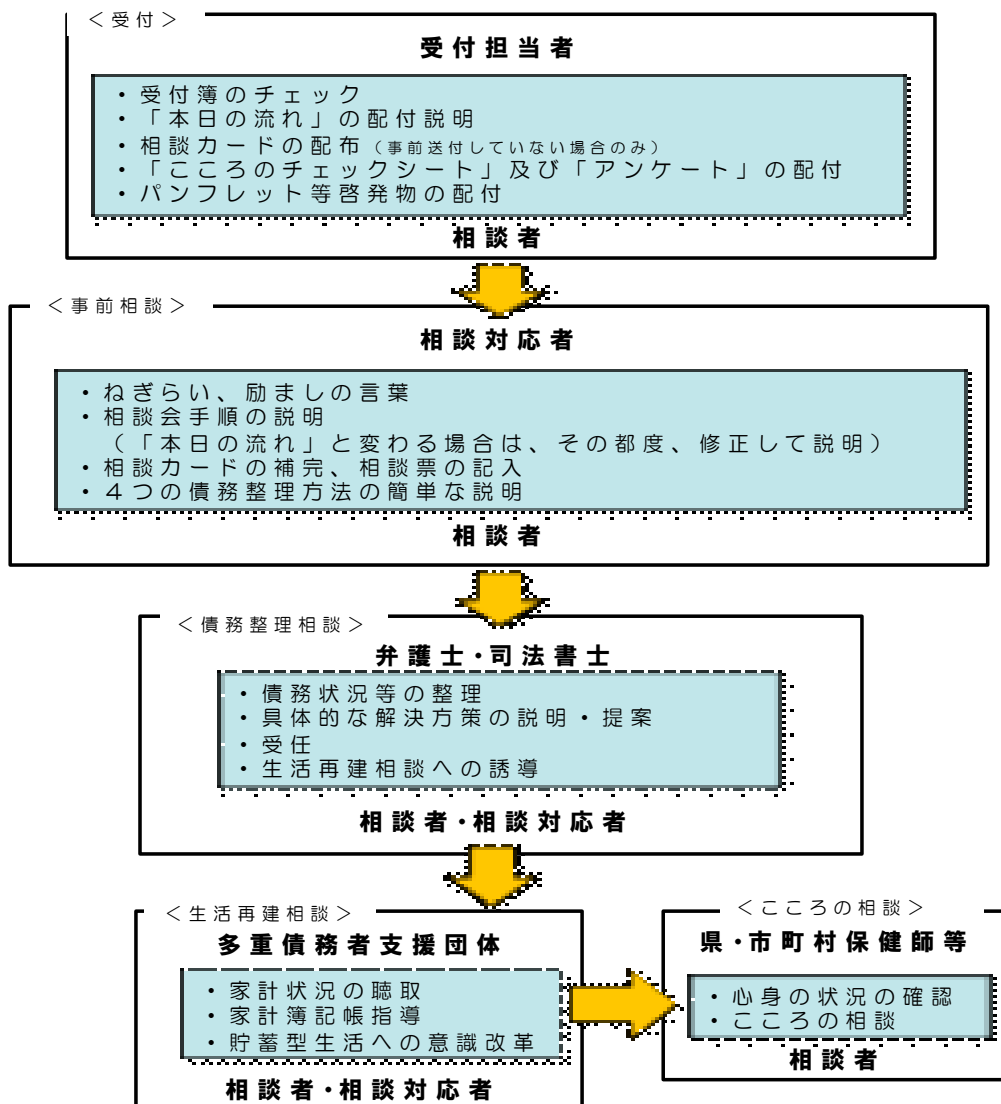
区 分		人数	役 割	ブース数
相談対応者	相 談 員	4～6	○事前相談ブースにおいて事前相談 ・相談手順の説明 ※「本日の流れ」と変わる場合は、その都度修正して説明する。 ・相談カードの確認、補完と別紙5「相談票」の記入 ※相談カードの内容を確認し、未記入部分の記載を促す。 ※補足事項などは「相談票」に記入する。 ※「配慮すべきこと」が記載されている場合は、誘導担当と相談しながら対処する。 ・「相談カード」（必要があれば相談者が持参した資料も）のコピーを受付に依頼する。 ・「こころのチェックシート」及び「アンケート」の記入を相談者に依頼する。 ・4つの債務整理方法の簡単な説明（省略可） ※状況により、保健師等が同席 ○債務整理相談、生活再建相談に順次同席 （こころの相談には同席しない） ○生活再建相談、こころの相談への促し ○別紙6「相談の進行状況確認表」の記入 （各相談の開始時間や終了時間等を可能な範囲で記入し、進行状況を確認する。）	2～3
	行政職員			

法律専門家	弁 護 士	2～4	○法律専門家ブースにおいて債務整理相談 ・別紙5「相談票」に追加聴取した内容や助言した内容を記入する ※状況により、保健師等が同席	2～4
	司法書士			
多重債務者支援 団体相談員	ひまわりの会	2	○多重債務者支援団体ブースにおいて生活再建相談、家計簿による家計管理指導 ・別紙5「相談票」に追加聴取した内容や助言した内容を記入する ※状況により、保健師等が同席	2～3
	ケヤキの会	2		
県・市町村保健師等		1～2	○相談者の心身の状態をチェックシートにより確認、 こころの相談ブースにおいて個別に相談対応 ○保健師等が同席可能なタイミングであれば、事前相談、 債務整理相談、生活再建相談に同席	1～2
受 付	行政職員	1	○相談者の受付、「本日の流れ」の配付説明、相談カードの配付（事前送付済みは除く）、パンフレット等の配付 ○相談者の誘導その他運営全般	—
誘 導	行政職員	1		

※法律専門家の人数については、予約状況等に応じてあらかじめ減調整する。

(2) 相談の流れ

※下記は基本的な流れであり、状況に応じて適宜変更するものとする。



（３）債務整理相談における留意点

①具体的な債務整理手続き

- a) 相談会には生活に困窮している多重債務者が多いと予想されることから、法律専門家が受任することになった場合、その費用については極力低廉な価格に設定するよう努め、併せて分割返済を基本とするものとする。
- b) 援助要件を満たすと認められる相談者には、積極的に民事法律扶助制度の活用を図るものとする。
- c) 受任に当たっては、相談者の住所や勤務先からの地理的利便性も考慮し、弁護士会及び司法書士会の各HPに掲載している「多重債務問題に積極的に取り組んでいる弁護士・司法書士一覧」の中から紹介することも視野に入れるものとする。

②生活再建への誘導

多重債務の根本的な解決を図るためには、相談者の経済生活を収支のバランスが調和した健全なものへ転換していく必要があるため、生活再建に向けて誘導する。

- a) 債務整理相談終了後、相談対応者は相談者に対し、別紙７「家計簿」を手渡した上で生活再建相談への誘導を積極的に行うものとする。
- b) 受任後においても、生活を建て直すための意識改善及び家計簿管理の重要性を継続して伝えるとともに、相談者の家計簿記帳の状況を定期的に確認するものとする。

（４）受任の有無等の報告

法律専門家は、相談会終了後、債務整理に係るその後の受任状況について、別紙４「受任の有無等の報告書」により県あて報告するものとする。

6 個人情報の取り扱い

この相談会により知り得た個人情報を目的以外に利用したり、第三者に提供したりしてはならない。

「相談カード」について、個人情報の取扱いに関する同意欄へ相談者が署名することにより、県消費生活センター、開催地の消費生活センター、法律専門家、生活再建相談担当者、こころの相談担当者へのサポートを目的として必要な情報を提供する。

7 費用の負担

多重債務者支援団体については県が謝金及び旅費を負担するものとし、その他は派遣元の団体が負担するものとする。

8 広報PR等

主催者及び協力団体は、潜在化している多重債務者を一人でも多く掘り起こし、当該相談会への誘導を図るため、各々の広報誌等への掲載や報道機関等への資料提供などにより、積極的に県民に対する広報等に努めるものとする。

（１）県の取組み

- ① 啓発チラシ・ポスターの作成、関係機関等あて配布及び周知要請
- ② 「くらしのニュース」、「群馬県ホームページ」等へ掲載
- ③ メールマガジン「消費者ホットぐんま」、「子ども・若者支援情報メルマガ」（群馬県子ども・若者支援協議会）による配信

- ④ 「ぐんま広報」、県 LINE 公式アカウント「群馬県デジタル窓口」、群馬県公式「X (旧 Twitter)」、ラジオ・テレビ番組等への掲載依頼
- ⑤ 群馬県庁報道機関刀水クラブへ資料を提供
- ⑥ 「Yahoo!くらし」へ投稿

(2) 市町村の取組み

- ① 市町村広報誌、ホームページ等へ掲載
- ② 啓発チラシの配布又は回覧
- ③ 税、福祉、公営住宅窓口等、関係する部局でのチラシ配布など、庁内関係部局等からの誘導とそのための連携強化

(3) 関係機関・団体の取組み

- ① 掲示場、広報誌、機関誌及びホームページ等へ掲載
- ② 啓発チラシの配布
- ③ 各種相談窓口等からの誘導とそのための連携強化

【静岡県弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者	面談	ふじのくに多重債務者相談推進月間多重債務相談（県内複数の市町で開催）に弁護士を派遣	例年 10 月ころ日程が決定。開催は 12 月	左記参照
【お問い合わせ先】 担当部署：静岡県弁護士会消費者問題委員会 委員長 青柳恵仁 担当者：同上 電話番号：TEL 054-625-8700（弁）GoDo 支部藤枝やいづ合同法律事務所				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署： 担当者： 電話番号：				

【大阪弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者	面談	専門家（弁護士）による法律相談	12月7日（日） 午前10時～午後4時 30分	財務省 近畿財務局 住所：大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 ※予約制 電話番号：06-6949-6523 （近畿財務局 多重債務無料相談窓口）
【お問い合わせ先】 担当部署：大阪弁護士会 委員会部 人権課 担当者：消費者保護委員会担当事務局（泉川） 電話番号：06-6364-1227				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署： 担当者： 電話番号：				

【京都弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者	なし			
【お問い合わせ先】 担当部署 : 担当者 : 電話番号 :				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者	面談	初回相談無料	月～金 9:30～11:30,13:15～15:45	京都弁護士会館 075-231-2378
	電話	同上 無料（20 分程度）	月,金 18:00～20:30 月～金 13:00～15:30	京都駅前相談センター 075-231-2378 京都弁護士会 075-231-8855
	※その他	相談詳細は別紙 A をご覧ください		
【お問い合わせ先】 担当部署 : 相談・窓口課 担当者 : 大石 麻紀子 電話番号 : 075-231-2383				

こんなことでお悩みではありませんか？

無料相談を受けたい…

「扶助相談」(無料相談)の制度があります。

京都弁護士会は、日本司法支援センター(法テラス)の「指定相談場所」の指定を受け、「扶助相談」を行っています。「扶助相談」とは、相談申込者の月収などが所定基準に該当すれば、無料で法律相談が受けられる制度です。**基準に該当すれば、当会の各種有料相談が無料になります。**詳しくはお尋ね下さい。

家族や友人が逮捕されてしまった！

当番弁護士制度を設けています。

逮捕されている人に弁護士が無料で面会に駆けつける『当番弁護士制度』があります。お申込みは**075-212-0010**までお電話下さい。(24時間受付)

直接相談に出向けない…

寝たきりの方などのために、出張相談制度(有料)を設けています。



弁護士に知り合いがない…

まず下記の法律相談をご利用いただき、必要であれば、そのまま担当した弁護士に頼むこともできます。



費用がいくらかかるのか心配…

弁護士が各自で報酬基準を作成していますので、詳しくは弁護士にお尋ね下さい。

みなさんのニーズに合わせた、さまざまな法律相談を行っています

予約・受付
専用電話

075-231-2378

予約受付時間
月～金 午前9時15分～12時、午後1時～4時30分

収入等が一定額以下の方は、**有料**印の有料相談を、**無料**で受けられます。詳しくはお問い合わせ下さい。

一般法律相談 **有料**

基準に該当すれば**無料**

離婚・相続・賃貸借・不動産問題など、どんな内容の相談でも受け付けます。

相談日時 月～金 午前9時30分～12時、午後1時15分～4時15分
相談料 30分 5,500円(税込)

女性のための電話無料相談

離婚やセクハラ・マタハラなど、女性の抱える悩みについて、弁護士(男性弁護士の場合もあります)に相談できます。相談内容は何でも構いません。

相談日時 毎週火曜 正午～午後2時、木曜 午後3時～5時
相談料 無料(30分) 事前予約制 当会ホームページからご予約ください。

交通事故無料相談

交通事故の被害者となったとき、あるいは加害者となったときに、賠償金額について争いがあったり、保険会社との交渉でもめているなど、対処に困ったら、すぐ相談にお越し下さい。(民事上の問題に限ります。)

相談日時 毎週月・火・水・金 午前9時30分～12時、午後1時15分～4時15分
相談料 無料(30分)

交通事故 電話無料相談

交通事故に関する民事上の法律相談(過失割合、賠償金額など)について、下の相談日時で電話相談を実施しています。

相談日時 月～金 午前10時～午後7時
相談料 無料(10分程度) 相談専用電話 **0120-078325**

※他の弁護士会に電話が転送されることがあります。

交通事故 高次脳機能障害面接相談

交通事故で脳外傷を受け以前と同じ生活に戻れないなどの症状があらわれたら高次脳機能障害かどうか考えてみて下さい。面接による法律相談にお越し下さい。

相談日時 毎月第4金曜日 午後1時15分～3時45分
相談料 無料(1時間程度)

クレジット・サラ金相談

クレジットやサラ金からの負債が増えて困ったら、早めにご相談下さい。借入先・金額をできるだけはっきりさせ、領収書・メモ等をお持ち下さい。

相談日時 月～金 午前9時30分～11時30分、午後1時15分～3時45分
相談料 初回無料(30分) ※2回目以降 有料5,500円(税込)



法律相談のご予約は

ひまわり相談ネット

まずは検索▶

ひまわり相談ネット

検索



多重債務 電話無料相談

クレジットやサラ金の多重債務でお困りの方のための電話による無料法律相談です。お気軽にご利用下さい。

相談日時 月～金 午後1時15分～3時45分
相談料 無料(20分程度) 相談専用電話 **075-231-8855**

消費者被害相談 **有料**

基準に該当すれば**無料**

訪問販売、先物取引、欠陥商品などで困ったときは、すぐにご相談下さい。

相談日時 毎週水曜 午前9時30分～11時30分、午後1時15分～3時45分
相談料 30分 5,500円(税込)

民事家事当番弁護士 無料相談

裁判・調停の当事者で、弁護士に依頼していない方に、弁護士が迅速に相談に応じます。裁判所での手続などについてご説明し、適切な対応ができるようアドバイスします。裁判所に提出された、もしくは裁判所から送付された訴状や調停申立書、期日出状等をご持参下さい。

相談日時 月～金 午前9時30分～12時、午後1時15分～4時15分
相談料 初回無料(30分) ※2回目以降 有料5,500円(税込)

高齢者・障害者相談 **有料**

基準に該当すれば**無料**

高齢者・障害者の方で、財産管理や介護、精神病院の入退院などについてお困りごことがありましたら、ご相談にお越し下さい。

相談日時 毎月第1・第3木曜、午後1時15分～4時15分
相談料 45分 5,500円(税込)

高齢者・障害者よろず相談 (電話無料相談)

相談所にお出かけになれない高齢者・障害者及びそのご家族のために電話相談を行っています。成年後見、財産管理、介護や病院の入退院のことなど、何でもご相談下さい。

相談日時 毎週火曜 午後1時15分～3時45分
相談料 無料(20分以内) 相談専用電話 **075-253-6000**

遺言・相続 電話無料相談

「遺言を残したい」「相続について聞きたい」そんなときは、下の専用電話にお電話下さい。受付後、折り返し30分以内に、弁護士が申込者へお電話します。お気軽にご利用下さい。

受付日時 月～金 午後1時～3時30分 申込専用電話
相談料 無料(20分以内) **075-255-4990**

子どもの権利110番 (電話相談・面接相談)

いじめ・虐待・親子関係・学校問題・少年事件など、子どもの権利に関することなら何でもご相談下さい。(面接相談は前日までに要予約)

相談日時 毎週金曜 午後3時～4時30分 相談・申込専用電話
相談料 無料 **075-231-2344**

中小企業のためのひまわりほっとダイヤル

売掛金の回収、賃貸借、労使問題など、経営上の種々の問題解決のお手伝いをします。下の申込専用電話へお電話下さい。受付後、原則として24時間以内に、弁護士が相談申込者にお電話します。ご予約の上、弁護士の事務所までご相談下さい。

受付日時 月～金 午前10時～12時、午後1時～4時 申込専用電話
相談料 初回無料 **075-231-1414**

DV被害相談 (紹介)

基準に該当すれば**無料**

DVの被害者の方に、事件受任可能な弁護士をご紹介します制度です。

相談日時 お問い合わせ下さい。
相談料 紹介弁護士にお尋ね下さい。

犯罪被害者支援相談

犯罪被害にあわれた方のための相談です。加害者に対する対応や、捜査、裁判についてなど、ご相談下さい(要申込)。

相談日時 お問い合わせ下さい。
相談料 初回無料

公益通報者支援相談 **有料**

事業者などの違法行為を公益通報しようと考えている方や、公益通報に当たるかどうか相談したい時、公益通報したことにより不利益な処分を受けた時の相談窓口です。まず、申込受付電話にお電話下さい。

相談日時 お問い合わせ下さい。
相談料 5,500円(税込)

信頼のおける相談役として、地域に根ざした活動を行っています

京都弁護士会館のほかに、下の各相談センター等を設けています。予約優先です。まずはお電話下さい。

①～⑦の法律相談センターでは、民事家事当番弁護士無料相談（初回のみ）を行っております。

裁判・調停の当事者で、弁護士に依頼していない方に、弁護士が迅速に相談に応じます。裁判所での手続などについてご説明し、適切な対応ができるようアドバイスします。裁判所に提出されたもしくは裁判所から送付された訴状や調停申立書、期日呼出状をご持参下さい。

1 丹後法律相談センター

●大宮相談所

場所：大宮織物ホール（京丹后市大宮町周枳1）

相談の種類	相談日時	相談料
一般法律相談	毎週金曜 12時30分～午後3時50分	40分 5,500円(税込)
交通事故無料相談	毎月第1金曜 12時30分～午後3時50分	無料(40分)

●宮津相談所

場所：みやづ歴史の館（宮津市字鶴賀2164）

相談の種類	相談日時	相談料
一般法律相談	第1・3・5水曜 12時～午後3時20分	40分 5,500円(税込)

●与謝野相談所

場所：生涯学習センター知遊館（与謝野郡与謝野町字岩滝2271）

相談の種類	相談日時	相談料
一般法律相談	第2・4水曜 午後1時20分～4時40分	40分 5,500円(税込)

2 舞鶴法律相談センター

場所：[西舞鶴 毎月第1・3・5火曜]舞鶴市西駅交流センター（舞鶴市伊佐津213-8）

[東舞鶴 毎月第2・4火曜]舞鶴市商工観光センター（舞鶴市浜66）

相談の種類	相談日時	相談料
一般法律相談	毎週火曜 午後1時～4時20分	40分 5,500円(税込)

3 福知山法律相談センター

場所：市民交流プラザふくちやま（福知山市駅前町400）

相談の種類	相談日時	相談料
一般法律相談	毎週月曜 午後1時～4時20分	40分 5,500円(税込)

4 綾部法律相談センター

場所：綾部市I・Tビル（綾部市西町1丁目49-1）

相談の種類	相談日時	相談料
一般法律相談	毎週木曜 午後1時～4時20分 ※毎月第3木曜を除く	40分 5,500円(税込)

①②③④のご予約は…

予約・受付
専用電話 0772-68-3080

[丹後法律相談センター] 予約受付時間／月～金 午前9時15分～午後4時30分

いずれの相談センター等の相談も、
収入等が一定額以下の方は、
無料になります。

詳しくはお問い合わせ下さい！



ご相談は
お近くの相談センターへ



5 園部法律相談センター

場所：南丹市国際交流会館（南丹市園部町小桜町62-1）

相談の種類	相談日時	相談料
一般法律相談	毎週木曜 午後1時～4時20分	40分 5,500円(税込)

6 京都駅前法律相談センター

交通の便のよいJR京都駅前で、土曜・日曜を含め毎日、法律相談を行っています。（祝日除く）

場所：山崎メディカルビル6階（ヨドバシカメラ南側）

相談の種類	相談日時	相談料
一般法律相談	毎日 午後1時15分～4時15分(祝日除く) 毎週月・水・金曜 午後6時～8時30分	30分 5,500円(税込)
夜間クレジット・サラ金相談	毎週月・金曜 午後6時～8時30分	初回無料(30分)
交通事故無料相談	毎月第1日曜 午後1時15分～4時15分	無料(30分)

労働者の方を対象に労働無料法律相談を実施しています。

働く条件や環境について疑問を感じた方はご相談ください。夜間相談ですので、お仕事帰りでもご利用いただけます。

相談の種類	労働相談の内容	相談料
労働無料相談	毎週月・金曜日 午後6時～8時30分	初回無料(30分)

7 南部法律相談センター

●京田辺相談所

場所：京田辺市商工会館（京田辺市田辺中央4-3-3 C1Kビル）

相談の種類	相談日時	相談料
一般法律相談	毎週木曜 午後1時～5時	40分 5,500円(税込)

●木津相談所

場所：木津川市東部交流会館（木津川市木津宮ノ郷149）

相談の種類	相談日時	相談料
一般法律相談	毎週火曜 午後1時～5時	40分 5,500円(税込)

⑤⑥⑦のご予約は…

予約・受付
専用電話 075-231-2378

[京都弁護士会] 予約受付時間／月～金 午前9時15分～12時、午後1時～4時30分

債務の返済でお悩みの方へ… 京都府内「多重債務相談」のご案内 **いずれも無料**

京都市内			京都府北部			京都府中部・南部		
相談場所	相談日時	予約方法	相談場所	相談日時	予約方法	相談場所	相談日時	予約方法
京都弁護士会館 クレジット・サラ金相談 中京区富小路通丸太町下ル	毎週月曜～金曜 午前9時30分～11時30分 午後1時15分～3時45分	京都弁護士会 (TEL 075-231-2378) 初回無料、 2回目以降は有料 5,500円(税込)	福知山市役所 市民相談室 福知山市宇内記13-1	毎月 第2・第4金曜 午後3時30分～5時	京都弁護士会 (TEL 075-231-2378)	南丹市園部文化会館 南丹市園部町上本町南2番地22 アスエルそのべ		
京都駅前法律相談センター 夜間クレジット・サラ金相談 山崎メディカルビル6階 (ヨドバシカメラ南側)	毎週月・金曜 午後6時～8時30分					城陽市立福祉センター 城陽市寺田東ノ口17(城陽市役所の隣)		
京都市多重債務特別相談 中京区西堀川通御池下ル 西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階	右記へお問い合わせ 下さい。 相談日時を ご案内いたします。	京都市消費生活総合センター (TEL 075-366-1316) 月～金 午前9時～午後5時	舞鶴市西駅交流センター JR西舞鶴駅構内	原則 第2木曜 (5・8・11・2月除く) 午後5時～6時30分	必ず下のいずれかへご相談の上、 ご予約下さい。 ①お住まいの市町の 「多重債務相談窓口」 ②京都府消費生活安全センター の「多重債務相談窓口」 (TEL 075-671-0030)	木津川市役所 北別館 木津川市木津南郷外110-9(木津警察署の南)	右記へお問い合わせ 下さい。 相談日時を ご案内いたします。	必ず下のいずれかへご相談の上、 ご予約下さい。 ①お住まいの市町村の 「多重債務相談窓口」 ②京都府消費生活安全センター の「多重債務相談窓口」 (TEL 075-671-0030)
						八幡市生活情報センター 八幡市男山八望3-1 B51棟		
						京田辺市社会福祉センター 京田辺市興戸犬伏5-8		

【兵庫県弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者	無 料 面談	弁護士による法律相談	平日月～金曜日 13:00～15:00	兵庫県弁護士会総合法律センター神戸相談所 住所：神戸市中央区橋通 1－4－3 電話番号：078-341-1717 ※予約制（前日までにお電話でご予約ください。） 予約受付時間：平日月～金曜日 9:30～12:00, 13:00～16:00
【お問い合わせ先】 担当部署：兵庫県弁護士会総合法律センター神戸相談所 電話番号：078-341-1717				

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者	無 料 面談	弁護士による法律相談	毎週金曜日 13:00～16:00	兵庫県弁護士会総合法律センター阪神相談所 住所：尼崎市七松町 1-2-1 フェスタ立花北館 5 階 501c 号 電話番号：06-4869-7613 ※予約制（事前にお電話でご予約ください。） 予約受付時間：平日月～金曜日 9:30～12:00, 13:00～16:00
【お問い合わせ先】 担当部署：兵庫県弁護士会総合法律センター阪神相談所 電話番号：06-4869-7613				

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者	無 料 面談	弁護士による法律相談	毎週月・木曜日 15:00～16:30	兵庫県弁護士会総合法律センター西播磨相談所 住所：姫路市北条 1-408-6 電話番号：079-286-8222 ※予約制（事前にお電話でご予約ください。） 予約受付時間：平日月～金曜日 9:30～12:00, 13:00～16:00
【お問い合わせ先】 担当部署 ： 兵庫県弁護士会総合法律センター西播磨相談所 電話番号 ： 079-286-8222				

【和歌山弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者		弁護士等による法律相談	未定	未定
【お問い合わせ先】 担当部署 : 和歌山弁護士会 担当者 : 畑下 電話番号 : 073-422-4580				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署 : 担当者 : 電話番号 :				

【広島弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者	対面	多重債務等無料相談会 * 現時点では開催は確定していない。	未定	未定
【お問い合わせ先】 担当部署 : 広島県環境県民局消費生活課 担当者 : 未定 電話番号 : 082-513-2732				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署 : 担当者 : 電話番号 :				

【鳥取県弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者	面談	令和7年度 「鳥取県多重債務相談強化キャンペーン 休日無料相談会」 弁護士及び司法書士（現時点で予定）による面談相談会を、県内3箇所（東部・中部・西部）で開催。事前予約制。 事務局：鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センター	【東部】 令和7年12月21日（日）とりぎん文化会館 第5・第6会議室 【中部】 令和7年12月20日（土）倉吉交流プラザ 第1・第2研修室 【西部】 令和7年12月20日（土）米子コンベンションセンター 第5会議室	
【お問い合わせ先】 担当部署 ：鳥取県弁護士会 担当者 ：消費者問題対策委員長 高橋真一 電話番号 ：0857-22-3912				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署 ：				

担当者 :

電話番号 :

【島根県弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者	面談	弁護士による法律相談	12月16日（火） 午後1時半～午後3時半	島根県消費者センター 住所：松江市殿町 8-3 島根県市町村振興センター 5 階 電話番号：0852-22-6787 ※予約制（事前に以下の予約先までお電話でご予約ください。） 予約先：同上 電話番号：同上
【お問い合わせ先】 担当部署：島根県弁護士会 担当者：安達 電話番号：0852-21-3225				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署： 担当者： 電話番号：				

【福岡県弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者		福岡県、県弁護士会及び県司法書士会が連携して、多重債務者が抱える問題の解決、救済を図ることを目的とした無料相談ウィークを実施する。※予定	2025 年 11 月 17 日(月) ～21 日 (金) ※予定	県内の弁護士会及び司法書士会の相談センター※予定
【お問い合わせ先】 担当部署 : 福岡県弁護士会 担当者 : 事務局 渡邊 電話番号 : 092-741-6416				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署 : 担当者 : 電話番号 :				

【佐賀県弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者	対面	佐賀県内の多重債務者を対象に行なう相談会	・令和7年12月6日（土）午後1時～午後4時 ・同月7日（日）午後1時～午後4時	アバンセ（佐賀市天神3丁目2-11） 佐賀県消費生活センター アバンセ代表電話：0952-26-0011
【お問い合わせ先】 担当部署：佐賀県消費生活センター 担当者：佐賀県消費生活相談員 電話番号：0952-24-0999				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署： 担当者： 電話番号：				

【熊本県弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者	面談	第1回お金の悩み無料相談会	令和7年9月14日(日) 13-16:40	合志市総合センターヴィーブル 1F 合志市役所こども部内 相談室 096-383-0999(熊本県消費生活センター)
【お問い合わせ先】 担当部署 : 熊本県消費生活課企画推進班 担当者 : 電話番号 : 096-333-2309				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署 : 担当者 : 電話番号 :				

【秋田弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者	面談	無料相談会	令和7年11月5日 (水) 午前10時から 午後4時まで	秋田市中通二丁目3番8号 (アトリオンビル7階) 秋田県生活センター
【お問い合わせ先】 担当部署 : 秋田県生活環境部県民生活課 担当者 : 電話番号 : 018(860)1517				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署 : 担当者 : 電話番号 :				

【札幌弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署 : 担当者 : 電話番号 :				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者	面談相談	弁護士による法律相談（常設相談）	当会多重債務解決センター 相談開催日時	札幌弁護士会法律相談センター各相談所
【お問い合わせ先】 担当部署 : 札幌弁護士会事務局業務課 担当者 : 勝見幸司 電話番号 : 011-251-6001（事務専用）				

【函館弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者	面談	多重債務相談	令和7年12月中旬	函館弁護士会・0138-41-0232
【お問い合わせ先】 担当部署 : 函館弁護士会 担当者 : 事務局 加藤 電話番号 : 0138-41-0232				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署 : 担当者 : 電話番号 :				

【高知弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者		専門家（弁護士）による法律相談	9月20日（土） 午後1時～同4時	高知市消費生活センター 住所：高知市本町5-1-45 高知市役所1階 ※予約不要、受付順
一般消費者 事業者		専門家（弁護士）による法律相談	9月15日（日） 午後1時～同4時	高知県立消費生活センター 住所：高知市旭町3-1-15 ソーレ2階 ※予約不要、受付順
一般消費者 事業者		専門家（弁護士）による法律相談	9月27日（土） 午後1時～同4時	四万十市役所 住所：四万十市中村大橋通4-10 四万十市役所5階 ※完全予約制、開催2日前までに要予約
【お問い合わせ先】 担当部署 ： 高知弁護士会 担当者 ： 川村友一 電話番号 ： 088-872-0324				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者		【特に実施の予定なし】		
【お問い合わせ先】 担当部署 : 担当者 : 電話番号 :				

【愛媛弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者		未定	未定	未定
【お問い合わせ先】 担当部署 : 愛媛弁護士会 担当者 : 電話番号 : 089-941-6279				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署 : 担当者 : 電話番号 :				

【山梨県弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者	面談 (予約制)	多重債務に関する無料相談会	令和7年10月22日(水) 18:00~20:00 令和7年11月19日(水) 18:00~20:00	山梨県防災新館 301・302会議室 甲府市丸の内1丁目6-1 055-223-1588(山梨県県民生活支援課)
【お問い合わせ先】 担当部署 : 山梨県県民生活支援課 担当者 : 栗賀 電話番号 : 055-223-1588				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署 : 担当者 : 電話番号 :				

【岐阜県弁護士会】キャンペーン期間中の相談会等の予定

・キャンペーン期間中の相談会開催予定

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者	電話	電話による無料クレサラ相談 (弁護士会事務局にて受付し、弁護士と電話で法律相談を行う。電話料金は相談者負担。適宜、面談や Web の方法によることも可能。)	2025 年 10 月 1 日～12 月 24 日	開催場所：法律相談を担当する弁護士の事務所 連絡先：岐阜県弁護士会 058－265－0020
【お問い合わせ先】 担当部署：岐阜県弁護士会 消費者問題救済センター 担当者：岐阜県弁護士会 事務局 林 電話番号：058－265－0020				

・その他の取組み

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者				
【お問い合わせ先】 担当部署： 担当者： 電話番号：				

【大分県弁護士会】キャンペーン期間中の相談会 ※すべて予約制

対象者	方式	概要	日時	開催場所・連絡先
一般消費者 事業者	面談	専門家(弁護士又は司法書士、財務 事務所相談員)による相談 ※予約制	9月25日(木) 13:00～15:00	開催場所:国東市役所 観光・地域産業創造課 (207会議室)(208会議室) 住所:国東市国東町鶴川149 電話:0978-72-5168
一般消費者 事業者	面談	専門家(弁護士又は司法書士、財務 事務所相談員)による相談 ※予約制	10月10日(金) 13:00～15:00	開催場所:臼杵市中央公民館 (小会議室1号)(小会議室2号) 住所:臼杵市大字臼杵2の107番地562 電話番号:0972-63-6444
一般消費者 事業者	面談	専門家(弁護士又は司法書士、財務 事務所相談員)による相談 ※予約制	10月17日(金) 13:00～15:00	開催場所:中津市役所 市民安全課 (305会議室)(306会議室) 住所:中津市豊田町14番地3 電話:0979-22-1111(内線621)
一般消費者 事業者	面談	専門家(弁護士又は司法書士、財務 事務所相談員)による相談 ※予約制	11月12日(水) 13:00～15:00	開催場所:日出町役場 総務課 (332会議室)(223会議室) 住所:速水郡日出町2974番地1 電話:0977-73-3150
一般消費者 事業者	面談	専門家(弁護士又は司法書士、財務 事務所相談員)による相談 ※予約制	11月27日(木) 13:00～15:00	開催場所:佐伯市役所 市民課 (201会議室)(202会議室) 住所:佐伯市中村南町1番1号 電話:0972-22-3399
一般消費者 事業者	面談	専門家(弁護士又は司法書士、財務 事務所相談員)による相談 ※予約制	12月4日(木) 13:30～15:30	開催場所:日田市役所 商工労政課 (701会議室)(大会議室) 住所:日田市田島2-6-1 電話:0973-22-8239
【お申し込み、お問い合わせ先】 担当部署 :財務省九州財務局大分財務事務所 多重債務相談窓口 担当者 :相談員 政丸 延子 電話番号 :097-532-7188				